

専門家ヒアリングの結果について

1. 専門家ヒアリングにおける主な論点一覧

項目	意見の内容
1. 資金メカニズムのあり方に関する論点	
1.1 財源調達手段 検討の前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 納税者の納得感が重要であり、使途を明確にする必要。慈善事業ではない。支援を受ける国の側でも、エネルギーアクセスの改善などに注力すべき。 ➢ 徴税権は国家主権の中核をなしており、憲法に規定している国も多い中、国家間で共通の税の仕組みや、国家の代わりに課税するための国際機関の設立に合意することは困難。 ➢ 民間資金調達については、民間資金が十分に調達されない理由を理解すべき。(国内)政府責任が明確でない中で、民間企業はハイリスクな投資はしない。事業者リスク低減、投資リターン確保の土台の構築が必要。 ➢ 資金調達に関して、資金の違い(官民)の区別及びマネーの性格(譲渡、融資、リスク・マネー等々)・役割を考慮すべき。
1.2 資金管理体制・ガバナンスのあり方について	<p>【新たな資金管理機関の設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際機関的なものができて、そうした機関で課税する仕組みができればよいが、税収用途の決定権が課題。さらに、徴税・管理機関として国際機関を想定する上で、現状の透明性、説明責任では不十分。 <p>【各国ごとに資金調達を行い、基金に拠出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現時点では、各国が資金を持ち寄り拠出する仕組みが現実的。まずは国内環境税を導入し、その上で国際的な資金調達手段を検討すべき。 ➢ 気候変動対策への資金拠出の必要性が認識されるものの、財政赤字等により、既存の財政での対応は困難であり、新しい仕組みが必要。 <p>【民間資金の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 世界では、クリーン・テクノロジー・ファンドが創設されるなど、進展が早い。日本国内ではマーケット整備が進んでいない。民間資金が動くための前提条件として、政府によるフレームづくりが必要。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際機関が意思決定、執行、管理まで一括でやる必要はなく、予算執行や管理について民間方式を導入したほうが効率的。 ➢ 従来型の国連主導のガバナンスは非効率であるとの認識に基づき、市民社会のガバナンスへの参加が肝要。
1.3 資金用途について	<ul style="list-style-type: none"> ➢ レビュープロセスとして用途の効率性(パフォーマンス)について定量的な評価をすべき。 ➢ 税収の使途が不明確であれば納税者は納得しない。 ➢ 用途が技術移転ならば日本の技術を用いて民間に還元させる仕組みを作るべき。
2. 個別手法に関する論点	
2.1 統一炭素税(スイス提案)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 納税者の納得感という視点では良い手法。税収規模の面でも、CTT(通貨取引税)と比べ良い。 ➢ 国家徴税権の限界に鑑み、国家間で統一炭素税に合意する事は難しい。その困難さは、EUでも証明済み。 ➢ モニタリング、遵守メカニズムに係る行政コスト増大という問題点あり。

資料 3

2.2 CDM 課徴金の賦課率・対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➢ クレジット発行に課金されるものであるが、取引そのものから収益が発生することから、取引自体に課税する補足手段もあり得るのでは。 ➢ 取引ごとの徴収は非現実的。発行ベースであるべき。 ➢ クレジット供給が不足している状況下では制度自体を阻害する可能性あり。制約的なものでなく、現実の取引を伸ばしていく制度設計を検討すべき。
2.3 通貨取引税（CTT）及び通貨取引開発税（CTDL）	<p>【租税根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候変動対策の財源調達手段として通貨取引への課税根拠を明確にすべき。金融市場自体は公共財的性格も有しておりマネーゲーム批判論だけでは課税の根拠とならない。 ➢ 通貨取引税は、国際的な取引自体の担税力に着目して税を徴収するというもの。国際的な応能課税という意味では画期的。 ➢ 通貨取引市場における決済ベースの売買に係る収益構造は実際は薄利であり、担税力を求める根拠にならない。 <p>【捕捉システムについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中央銀行に源泉徴収義務を課し、グロス取引を捕捉できうるシステムを構築することが望ましい。 ➢ CLSB(民間銀行)システム加盟を義務付ける制度は現時点ではない。また、各国金融政策当局は CLSB システムのみへの依存について決済システムの安定的な遂行の観点から反対。 ➢ 銀行間取引であれば CLSB により 8 割は捕捉可能であるが、銀行の対顧客取引や個人による取引の捕捉は困難。また、個々の取引を CLSB に持ち込まず、ネットアウトした後の金額を CLSB に持ち込んで決済するという方法もあり捕捉性を上げるのは困難。 ➢ グロス取引での捕捉性が低くとも、ネットでの決済時に高率の税を課すことによって投機を抑えることは可能（CTT の場合）。 ➢ SWIFT の MT メッセージの中から通貨取引に関する情報のみを選択的に捕捉することは不可能。また、外為円決済制度は SWIFT とは異なる独自のフォーマットを利用しており、そもそも検討対象となり得ない。 <p>【税率の妥当性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 相場観として、通貨取引に係る通常のブローカレッジ費用は高くても 0.005% の数分の一程度。この点から課税率は極めて高い。 ➢ 銀行は、重過ぎる課税コストが課せられれば、顧客に転嫁することを考える。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 我が国のみで通貨取引税を導入する場合には、我が国における外為取引や市場参加者が不利な条件に置かれることとなり、国益に反するばかりか、実務的にも流動性が失われて経済的損失が顕在化する。 ➢ 金融技術と課税技術を競争されれば課税技術が負ける。租税回避によりかえって市場を歪めるおそれがある。 ➢ 決済への課税は市場全体の差額決済への移行を誘発すると想定。そうなると投機目的の投資家は差額決済のみで収益を上げることになり、実需で取引を行う輸出入業者が課税対象となり、かつ最大の被害者となる。 ➢ 課税によって CLSB の利用が抑制される結果、CLSB が担っていた機能（ヘルシュタットリスクの低減）が弱まり、通貨取引市場のリスクを増嵩させることにもなりかねない。
2.4 NAMAs ¹ へのクレジット付与	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 途上国における排出量削減の信憑性・信頼性を確保することが重要。NAMAs は計測、報告、認証（MRVs）を適用する必要あり。
2.5 SDR 特別配分	<ul style="list-style-type: none"> ➢ SDR は信用創出であり、検討に値する。一方、「使ってもよいが使えない」という実態。

¹NAMAs：途上国における適切な緩和行動

2.6 武器取引税	➤ 密輸が常であるため、徴税は困難。
2.7 独自の取組み としての提言	➤ 国内企業の低炭素技術に係るパテントを買い上げ ➤ 証券取引については、取引自体にタグが付いた状態で電子管理されていることから、通貨取引より補足しやすいのではないか。

2. ヒアリング対象者 一覧

国内専門家

ヒアリング対象者名	所属・役職
本郷尚	国際協力銀行 環境ビジネス支援室 室長
末吉竹次郎	国連環境計画 (UNEP) 金融イニシアティブ (FI)
諸富徹	京都大学大学院 準教授
三木義一	立命館大学 教授
田中徹二	オルタモンド 事務局長
匿名	金融専門家

海外専門家

ヒアリング対象者名	所属・役職
トマス・コリー(大使)	スイス環境庁 (Head of the International Affairs Division, Federal Office of the Environment(FOEN), Switzerland)
ハロルド H.ルンド	ノルウェー環境省 (Senior Advisor, Ministry of the Environment, Norway)
ベニート・ミュラー	オックスフォードエネルギー研究所 (Director of Energy and Environment, Oxford Institute for Energy Studies(OIES))
ヘイッキ・パトマキ	ヘルシンキ大学 (Professor(International Relations) University of Helsinki, Finland)